

2006年5月25日

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月25日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月25日開催予定の第7回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、新たな事業目的を追加するものであります。(変更案第2条)
- (2) 「会社法(平成17年法律第86号)」及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)」が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。
 - [1] インターネットを利用する方法によって、株主総会参考書類等の一部を開示することで、株主に対して提供したものとみなすことが認められたことに伴い、株主の皆様の利便性の向上と、株主総会運営の合理化を図るため、インターネット開示とみなし提供の規定を新設するものであります。(変更案第13条)
 - [2] 書面等による取締役会の決議があったものとみなすことが認められたことに伴い、取締役会の機動的な開催と運営の効率化のため、取締役会の書面決議に関する規定を新設するものであります。(変更案第28条)
 - [3] 平成18年5月1日付で当社定款に下記の規定があるものとみなされておりますが、当該規定を新設するものであります。
 - イ) 取締役会、各委員会及び会計監査人を置く旨(変更案第17条、第32条、第42条)
 - ロ) 剰余金の配当、自己の株式の取得等を株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨(変更案第45条)
 - ハ) 株式に係る株券を発行する旨(変更案第7条)
 - ニ) 株主名簿管理人を置く旨(変更案第8条)
 - [4] 端株制度が廃止となり、端株に関する経過措置が規定されたことに伴い、現存する端株の取扱いについて附則を設けるものであります。
- (3) その他、現行定款について、条文の削除及び移設、文言の修正並びに条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおり ([56KB/PDF](#)) であります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月25日（日曜日）
定款変更の効力発生日	平成18年6月25日（日曜日）

以上

PDF形式ファイルをご覧になるにはAdobe Reader（無料）が必要です。
お使いのパソコンにインストールされていない場合は、[Adobeサイト](#)よりご入手ください。

